東村山都市計画道路3・4・13号練馬東村山線東村山都市計画道路3・4・21号小平久留米線

事業概要及び測量説明会

平成30年6月29日東久留米市 都市建設部 道路計画課

1

本日の説明内容

- ①都市計画道路について
- ②事業概要について
- ③測量について
- 4今後のスケジュール

2

①都市計画道路について

・都市計画道路とは?

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて位置・経路・幅員などが定められた都市の骨格となる道路です。 市内の都市計画道路(未施行含)は13路線32,470m あります。

(昭和37年7月26日 建設省告示第1777号)

主な路線に、新小金井街道、新青梅街道などがあります。

4

- 3



市内の優先整備路線											
	施行者	路線名	区間	延長	備考						
1	東京都	東村山3・4・15の1号線	東村山3·4·18号線~ 東村山3·4·21号線	1,380m	一部 事業中						
2	東京都	東村山3・4・18号線	南沢四丁目~ 東村山3・4・13号線	1,150m							
3	東久留米市	東村山3·4·13号線 (本町·南沢区間)	東村山3・4・18号線~ 本町四丁目	460m							
4	東久留米市	東村山3・4・13号線 (本町・小山区間)	都道234号線~ 埼玉県境	1,040m							
5	東久留米市	東村山3・4・21号線 (柳窪区間)	小平市境~ 東村山3・4・4号線	280m							
6	東久留米市	東村山3・4・21号線 (幸町・小山区間)	東村山3・4・12号線~ 東村山3・4・13号線	730m							
					7						

東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)

第四次事業化計画は、平成28年3月に策定された、 東京都全体の都市計画道路の「事業化計画」です。

これにより、平成28年度から平成37年度までの10年間で優先的に整備する路線(優先整備路線)が選定されました。

市内では、東村山3・4・13及び3・4・21号線を含む<u>6区間5,040m</u>が優先整備路線として選定されています。

U



②事業概要について



事業概要 東村山都市計画道路3·4·13号練馬東村山線									
路	線	名	東村山都市計画道路3・4・13号練馬東村山線						
都市	計画決	定	昭和37年7月26日						
区	l	間	東久留米市本町二丁目~小山三丁目地内 (都道234号線~埼玉県境)						
延	;	長	1, 040m						
幅	,	員	16m						
			11						

3	事業概要 東村山都市計画道路3・4・21号小平久留米線								
路	線(名	3 東村山都市計画道路3・4・21号小平久留米線							
都市	計画決定	昭和37年7月26日							
区	Ī	東久留米市幸町五丁目~小山二丁目地内 (さいわい通り~東村山3・4・13号線との交差部)							
延	£	730m							
幅	j	16m							
		12							





事業の効果 ○さいわい通り(幸町五丁目)の道路冠水解消 ○通過交通の流入抑制による住環境の向上 ○無電柱化による防災性の向上

○東久留米駅・清瀬駅へのアクセス向上

○安全で快適な道路空間の確保











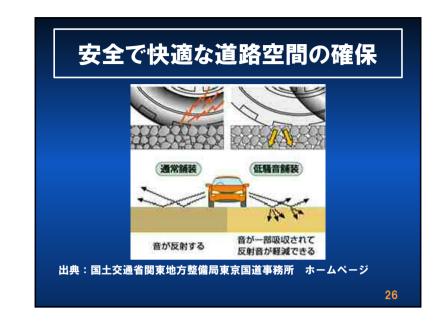














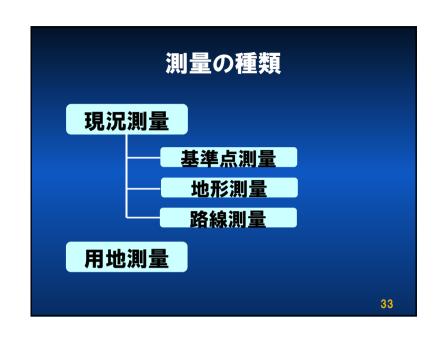


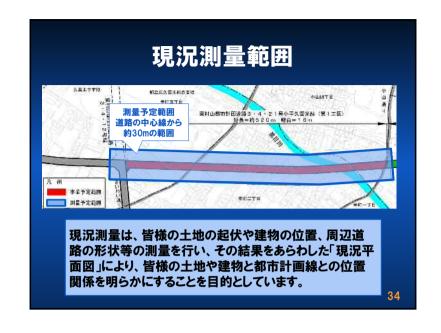


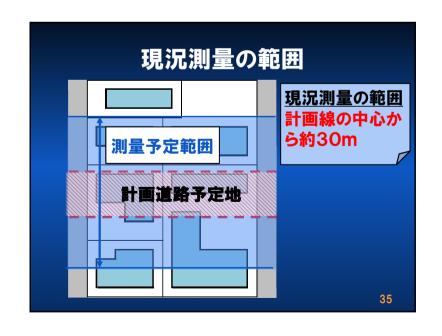












現況測量に伴う敷地内への立ち入り

- ・皆様方の土地や建物などの位置を測量する 時
- ・都市計画道路の中心線や幅を現す杭を現地 に設置する時
- ・都市計画道路の縦断及び横断方向の高さを 測量する時

皆様方の敷地内に立ち入る際は、予めお声 掛け等をいたしますので、ご協力をお願いいたし ます。

基準点測量

道路、建物等の位置を測るために、基準となる点(基準点)を設置するための作業です。

既にある基準点を用いて新しい基準点を現地に設置します。

この後の測量では、この基準点を元に測量するため、重要な点となります。

37

地形図 建物 道路

地形測量

基準点の成果に基づき、地形図を作成するための測量です。

地形図には、道路や建物の形状、樹木や電柱の位置などを表示します。

38

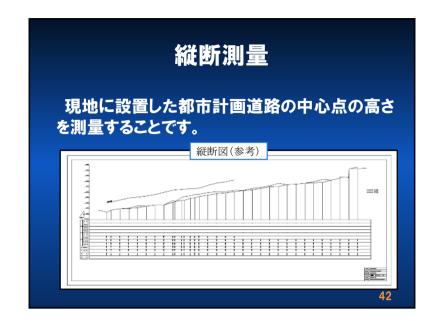
路線測量

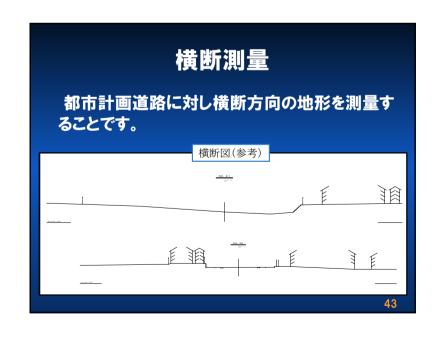
都市計画道路を設計するために必要となる測量で中心線測量、縦断測量、横断測量の一連の測量作業のことを指します。

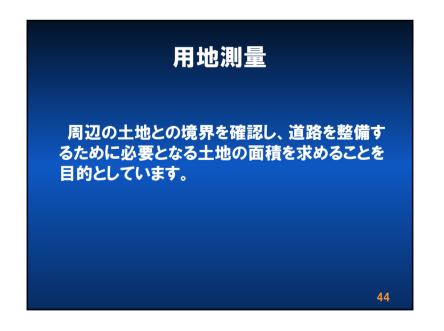
中心線測量

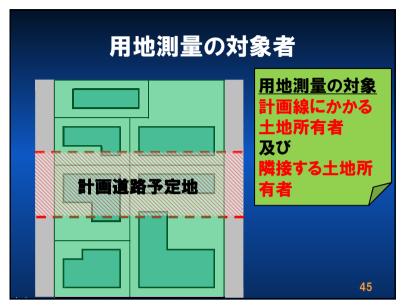
各種資料に基づき、都市計画道路の中心及び道路用地取得幅のポイントへ、<u>標杭</u>を設置します。

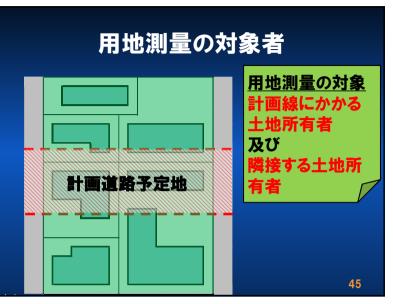










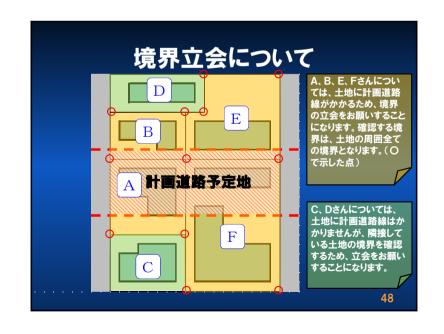




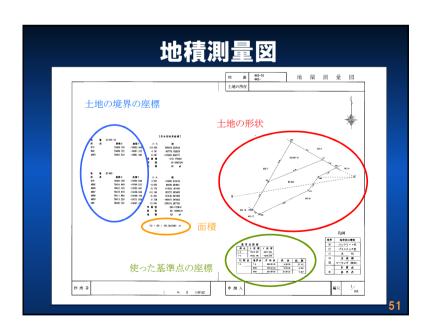
用地測量に伴う敷地内への立ち入り

- ・境界を確認するための情報収集等
- ・ 境界点の測量
- ・都市計画線の位置を現す杭等の設置

皆様方の敷地内に立ち入る際は、予めお声 掛け等をいたしますので、ご協力をお願いいたし ます。







用地測量の流れ② 境界測量の結果より、各土地の面積を算出します。 路線測量で設置した道路幅杭により、都市計画道路用地となる部分を計算し、面積を算出します。 都市計画道路用地となる土地の分量登記申請に必要な地積測量図などの書類を作成します。 分業:土地を分割すること

